

令和 6 年度第 2 回中央職業能力開発促進協議会 議事次第

〔 令和 7 年 1 月 30 日 (木) 10:00~12:00
中央合同庁舎第 5 号館 専用第 21 会議室 (17 階) 〕

1 開会

2 議題

- (1) 令和 6 年度第 1 回地域職業能力開発促進協議会における協議状況について
- (2) 各地域における取組事例について
- (3) 令和 7 年度全国職業訓練実施計画 (案) について
- (4) 今後の人材ニーズに関する関係省庁からの報告
- (5) その他

3 閉会

【説明資料】

資料 1 令和 6 年度第 1 回地域職業能力開発促進協議会【概要】

資料 2 各地域における取組事例

資料 3-1 令和 7 年度全国職業訓練実施計画 (案)

資料 3-2 令和 7 年度全国職業訓練実施計画 (案) における主な変更点

資料 3-3 ハロートレーニング (離職者向け) の令和 5 年度実績 (確報値)

資料 4 リカレント教育の推進に関する文部科学省の取組について

【参考資料】

参考資料 1 令和 6 年度第 2 回中央職業能力開発促進協議会構成員名簿

参考資料 2 令和 6 年度第 1 回地域職業能力開発促進協議会【詳細】

参考資料 3 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの開催状況等【詳細】

参考資料 4 令和 7 年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針 (案)【令和 6 年度第 1 回中央職業能力開発促進協議会資料】

参考資料 5 ハロートレーニング (公的職業訓練) の実施状況 (全体版)

参考資料 6 ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からの主なご意見・ご要望に対する回答 (令和 6 年度上半期分)

令和6年度第2回中央職業能力開発促進協議会構成員名簿

【労使団体】

渡辺 隆一 全国中小企業団体中央会労働政策部長
山脇 義光 日本労働組合総連合会労働法制局長
平田 充 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部副本部長
清田 素弘 日本商工会議所産業政策第二部副本部長

【教育訓練関係団体】

河原 成紀 全国専修学校各種学校総連合会副会長
北村 俊幸 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会副会長
姫野 誠一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長

【学識経験者】

○ 藤村 博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
堀 有喜衣 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員

【地方自治体】

河島 幸一 京都府商工労働観光部企画調整理事兼副本部長

【職業紹介事業者団体等】

早川 拓 一般社団法人日本人材紹介事業協会事務局長代理
猪尾 康成 公益社団法人全国求人情報協会事務局長
上市 貞満 公益社団法人全国国民職業紹介事業協会専務理事

（オブザーバー）

一般社団法人情報サービス産業協会
公益社団法人全国老人保健施設協会
社会福祉法人全国社会福祉協議会
一般社団法人全国農業会議所
一般社団法人ソフトウェア協会

（敬称略）

※ ○は座長。

令和6年度第1回地域職業能力開発促進協議会【概要】

地域の人材ニーズ等を踏まえた訓練計画策定の方針を協議したほか、訓練効果の把握・検証（WG）や教育訓練給付制度における地域のニーズの把握に係る報告、職業能力開発に関する取組を関係者間で共有。

開催状況

国と都道府県の共催により、令和6年10月から11月にかけて全都道府県において開催。

【主な協議内容】

別添 1～3

- ①令和5年度公的職業訓練の実施状況について
- ②訓練効果の把握・検証（WG）に係る報告について
- ③令和7年度地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針について
- ④教育訓練給付制度における地域のニーズの把握等について
- ⑤その他の職業能力開発及び向上の促進のための取組

【地域独自に招聘した参加者など】

別添 4

- | | |
|---------------------------|--------|
| リカレント教育を実施する大学等の参画 | 計25 地域 |
| 社会福祉協議会の参画 | 計10 地域 |
| その他 | |
| ・ 地方自治体の各部局からの説明・共有 | |
| ・ リカレント教育を実施する大学等からの説明・共有 | |
| ・ その他、職業紹介事業者からの報告 | |



令和6年11月15日
第1回千葉県地域職業能力開発促進協議会の風景



令和6年11月1日
第1回広島県地域職業能力開発促進協議会の風景 3

令和6年度第1回地域職業能力開発促進協議会【具体的な協議①】

地域協議会での意見等を踏まえた各地域での対応方針

デジタル分野関係

【地域協議会での意見等】

【方針】



茨城

○ デジタル人材について、不足を認識しているものの、就職ができないという点について、**出口の部分でも何かしらの戦略が必要**ではないかとの意見。



○ デジタル分野の求人については、経験者を求めることが多いことから、ハローワークから求人者に対して要件緩和を積極的に提案し、**未経験者が応募可能な求人確保に取り組む方針**。

千葉

○ 中小企業においては、プログラミングのレベルではなく、Word・Excel・PowerPointを使用した**業務効率化等の方がニーズがある**との意見。

○ 外部のベンダー（システムやネットワーク）と打ち合わせをする際に、**社内との橋渡しとなって対応出来る人材が求められている**との意見。



○ 事業所規模により必要スキルは異なるため、基礎的なPCスキルの訓練も一定確保する方針。

○ 企業が抱える人材育成の課題について、**生産性向上育成支援センターが行う相談支援を活用出来るよう、労働局及びハローワークにおいて、周知強化に取り組む方針**。

徳島

○ **国が求めるDX人材と企業側が求めるDX人材の認識に相違がある**との意見。

○ 訓練を修了した者が実際にどのような職種に就いているのか把握することも必要である、**どのような人材を求めているのかを企業に対して聞き取りをする**ことも検証にあたっては重要であるとの意見。



○ 企業側に訓練生のスキルを見てもらうため、**企業向けの施設見学会・説明会を引き続き実施する**ほか、適切な受講あっせんができるよう、専門性の知識の向上を図るための職員向けの施設見学会等についても引き続き実施する方針。

○ 効果検証の実施にあたって「**関連就職**」などの**視点も考慮し**、介護分野では就職状況を労働局において検証しており、デジタル分野についても検証し、**検証結果について活用していく方針**。

令和6年度第1回地域職業能力開発促進協議会【具体的な協議②】

地域協議会での意見等を踏まえた各地域での対応方針

介護分野関係

【地域協議会での意見等】

【方針】



岩手

○ 介護の現場にかかわらず、**一般企業においてもコミュニケーションは非常に重要視されている**ことから、今回のヒアリング結果は他の職種の職業訓練においても役立てることができるのではないかとした意見。
※ 介護の職業訓練は他の職業訓練以上にコミュニケーション能力の向上に力を入れているといった報告を踏まえての意見。

○ 今回のWGの検証結果を他の職種の職業訓練にも活用するため、「**コミュニケーションの充実を図るために訓練生同士の交流の機会を増やす**」、「**訓練施設と訓練生とのキャリアコンサルティングの充実を図る**」等について、労働局から**訓練施設に提案する**方針。

岡山

○ 介護分野については、仕事がきつく低賃金のイメージあり、応募倍率が低くなっている。しかしながら、介護現場のICT化により業務の負担軽減や効率化が進み、イメージも変わってきている。
そのような**介護現場の実情を伝えられる工夫を募集パンフレット等を通じて行っていただきたい**との意見。

○ 介護分野に限らず、応募倍率の低い分野については、受講勧奨の強化を図る必要があることから、協議会での意見を踏まえ、**応募倍率を上げるために創意工夫を行っていく**方針。

その他

神奈川

○ **委託訓練の受講申込者数・受講者数の減少**に対して、具体的には**どのような対策**を取っていくのかとの意見。

○ 委託訓練は、訓練内容が類似している求職者支援訓練と比較して申込締切日から受講開始日までの期間が長いため、受講生が求職者支援訓練に流れる傾向があることから、その**期間の短縮に向け、労働局と県が検討を継続していく**方針。

静岡

○ 訓練の受講機会を更に確保するとともに就職率を向上させ、そのことを対外的にアピールするなど、**ハローレーニングについて一層の広報を図っていく**ことができればいいのではないかとした意見。

○ 求人側のニーズも十分に精査して訓練を設定するとともに、ハローワークにおいて、適切な受講あっせん、事業主に対する訓練の情報や身につけることができるスキルのアピール強化等により就職率の向上を図り、そのことも含めて**対外的な制度の周知・広報を行う**方針。

香川

○ 近隣他県と比較して**障害者訓練の受講者数が少ない**。
潜在的なニーズを把握しながら適切に対応していきたい。
障害者訓練は地域職業訓練実施計画に計画表が作成されていない。
ニーズ調査に基づいた計画表を作成し毎年実施してほしいとの意見。

○ 労働局と県で協議の上、**障害者訓練に係るニーズを把握の上、地域職業訓練実施計画に基づく計画表に追加する方向で検討する**方針。

令和6年度公的職業訓練効果検証ワーキンググループ【概要】

目的

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

令和6年度の対象分野

デジタル分野 19県
IT分野 3県

デジタル分野：青森・山形・福島・栃木・千葉・神奈川・新潟・富山・石川・福井
・長野・静岡・京都・大阪・和歌山・岡山・香川・佐賀・熊本
IT分野：福島・滋賀・広島

介護・医療・福祉分野
(一部のみを含む。) 15県

北海道・岩手・宮城・秋田・群馬・埼玉・千葉・東京・三重・島根・広島・山口・徳島・福岡・鹿児島

営業・販売・事務分野
(一部のみを含む。) 10県

茨城・山梨・兵庫・奈良・鳥取・愛媛・高知・長崎・大分・宮崎

※ 上記の分野のほか、デザイン分野（愛知）、建築分野（岐阜）、理容・美容関連分野（沖縄）が選定された。
(複数分野選定した県もあり。)

<参考> 検討スケジュール

	令和5年度	令和6年度上半期	令和6年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	2月 協議会開催	9月 協議会開催	1月 協議会開催 地域協議会から 検討結果を報告
地域職業能力開発促進協議会	2～3月 協議会開催 ① 検証対象訓練 分野を選定	②	10月～11月 協議会開催 ④ WGから報告 2～3月 協議会開催
ワーキンググループ (WG)		③ ヒアリング等 結果整理 改善促進策 (案) 検討 選定分野のうち 3コース×3者(修了者、採用企業、実施機関)	

ヒアリング実施結果概要① (デジタル分野)

訓練実施機関

【ヒアリングの内容等】

訓練実施にあたって工夫している点

- キャリアインサイトを利用した自己理解や職業理解を深めたうえで、ハローワークインターネットサービスの求人情報を活用し、受講生が自律的に今後のキャリアビジョンを描けるよう支援している。【熊本県】【委託】

訓練実施にあたって課題である点

- 発達障害やメンタル的な疾患を持っている方などの対応に苦慮しており、支援のネットワーク形成が不十分だと捉えている。【福島県】【委託・求訓】

職業訓練に対する意見

- 受講者からハローワークで聞いた内容と違うと言われたことがある。訓練内容について正しく説明して欲しい。【青森県】【委託・求訓】

訓練修了生採用企業

採用にあたり重視するスキル等

- 一般社会人として身に付けておくべき事柄のほか「パソコンの基本的な操作能力」を重視する企業が多い。※アンケート結果より【長野県】

より一層習得しておくことが望ましいスキル

- Webデザインの仕事を行う上でのより幅広い知識や技術。【福井県】

職業訓練に対する意見

- 求人応募時に、訓練カリキュラムを提示するよう、訓練受講者に指導したらよいのではないか。【石川県】

訓練修了者

訓練内容のうち就職後に役に立ったもの

- 企業向けのAIシステムの営業に就職しており、訓練で学んだAIの基礎から、AIの活用方法、Pythonによるデータ分析方法などがとても役に立っている。【新潟県】

職業訓練に対する意見

- コーディングの進捗が速くついていけなかった。また、講義時間が短く実習時間が長いため、内容理解が出来ないままの実習を減らし、講義を増やして欲しかった。【山形県】
- 訓練受講者のレベルに応じたコース設定でもよいのではないかと思った。【岡山県】

【改善案等】

HWの専門援助部門において、地方自治体の福祉部門との連携を実施しており、実施機関は、適切な機関の案内を受け、相談のうえ対処するよう共有。【福島県】

訓練内容のミスマッチが無いよう、HW職員が訓練施設を訪問し、訓練内容の理解を深める取組を実施。【青森県】

「社会人基礎スキル」やIT業界知識等を学べるカリキュラムの検討が必要。【長野県】

HW等から訓練受講者に対し、あらゆる機会を捉え、訓練カリキュラムを求人者に提示するメリット（訓練で得た知識・スキル等が伝わりやすくなる）を伝え、積極的な提示を勧奨する。【石川県】

求職者が自分のレベルを理解し、希望する職業に就職ができる訓練かを見極めることができる詳細な訓練情報を、HWでの訓練説明会やチラシに盛り込む。【山形県】

問題解決能力やプログラミング能力を習得できるようなカリキュラムの導入についての検討を、労働局・県から訓練実施機関へ依頼する。【岡山県】

各地域における取組事例【京都】



現状や課題に基づき、職業能力開発促進法に基づく職業訓練のほか、リカレント教育にも力を入れ、「仕事をしたい」「スキルアップしたい」というすべての方々を京都府全体で支援。

現状

- ・京都府府内の事業所に占める「製造業」の割合が全国より高い。
(京都府11%、全国8%)
また、従業員「1～4人」の小規模事業者の割合が全国より高く
(京都府59.3%、全国56.2%)、19人以下の事業所で全体の88.9%
を占める。
- ・府立高等技術専門校（学卒者・離職者向け施設内訓練）の充足率
低下（4校平均充足率 H22年度83.1% → R6年度68.6%）
- ・リカレント教育への関心の高まりから、リカレント教育と職業
訓練との連携や推進体制の整備が必要

課題

- ①京都府の「ものづくり」を支える人材の早期からの育成
- ②在職者訓練の必要性向上
- ③京都府域全体での職業訓練体制の整備

KPI

項 目			R6 KPI	R5実績
府立高等技術 専門校（4校1分校）	修了生	一般	100%	95.1%
	就職率	障害	85%以上	76.2%
生涯現役 クリエイティブセンター	年間利用者		20,000人以上	21,270人
	研修受講者		800人以上	586人
	就職者数		600人	294人
京都 ジョブパーク	新規登録者数		20,440人	19,747人
	就職者数		12,570人	11,619人

取組

- ①京都府の「ものづくり」を支える人材の早期からの育成
子ども～若年層の関心を高めるイベントを実施



- ②在職者訓練の必要性向上

【企業ニーズに合った実施】
企業定着のためのオーダーメイド型在職者訓練
ポリテクセンターにおける在職者訓練・・・計画数増

【受講機会の拡充】
デジタルコンテンツを活用した学びなおしの推進

【リカレント教育】
京都府全体で検討・推進する「京都府リカレント教育推進機構」を設置（労働局・機構も参画）
そのハブ的存在として「生涯現役クリエイティブセンター」を令和3年に開設し、生涯にわたって生きがいを持って働けることができる人材を育成



- ③京都府域全体での職業訓練体制の整備

- ・企業が求める人材を育成するため、府立高等技術専門校の訓練科やカリキュラムの断続的な改善・見直しを実施。また、社会環境等の急速な変化などに即応するため、民間の教育機関や大学、各種学校等の機能を最大限に生かした職業訓練を実施
- ・在職者が自己のスキルアップに取り組めるよう、多種多様な主体が実施する研修や職業訓練などの人材育成に関する情報を集約し、提供できる仕組みを構築
- ・ハローワーク職員の資質向上を図り、的確な受講あっせん、就職支援につなげるため、京都労働局・京都府・機構が合同で定期的（月1～2回）に研修会を実施

各地域における取組事例【滋賀①】

【令和6年度 滋賀県地域職業訓練実施計画を踏まえた受講者確保の取組①】

- 彦根市「ひこにゃん」とコラボレーションしたラッピングバス運行 → 効果の高いハロトレPRが奏功
- ポリテク滋賀作成のペン立てを滋賀県内各所窓口で活用 → 来所者に対するポリテク訓練受講の契機に

令和6年度 滋賀県地域職業訓練実施計画（「職業訓練の効果的な実践の取組」のうち該当抜粋）

- ✓ 本計画に基づき、滋賀労働局、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等が一体となり、求職者に対する定期的な訓練説明会の開催や各機関のホームページ、新聞広告等のマスメディアの活用、SNSの利用等により幅広く情報発信を行うことにより受講者の確保に努める。
- ✓ また、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ“ハロートレーニング～急がば学べ～”及びロゴマークを活用して、職業能力開発に関する興味・関心を高め、親しみやすいイメージのアピールに努める。

1. ハロトレPRラッピングバスの運行

ラッピングバスのデザイン概要



- **走行期間** R5.11月～R7.3月 (期間延長中)
- **走行地域**
 - 彦根市内（湖国バス）
 - 三津屋線（彦根駅－キャスルロード－ベルロード－県立滋賀大学－三津屋）
- **ラッピングデザイン**
 - 中型バス車体の窓下両側面及び背面を併せた3面に、窓下ラッピングを施工。
 - ハロトレに関する素材（訓練に関するロゴ・ハロトレくんイラスト等）の他、彦根市のマスコットキャラクター「ひこにゃん」をデザインに加える。

- 県南部（大津市・草津市）に続き、県北部（彦根市）でも職業訓練の認知拡大のため、彦根市に働きかけ、彦根市と協力して彦根市のご当地キャラクターである「ひこにゃん」とハロトレくんがコラボしたラッピングバスを彦根市内に走行させた。令和5年11月1日には、彦根市長や「ひこにゃん」が出席した出発式を挙行し、マスコミやHPを通じた周知広報を実施。

2. ポリテク滋賀作成のペン立ての活用

取組のきっかけ：ポリテク滋賀・溶接施工科の受講者確保対策

- ポリテクセンター滋賀において、今年度に入り、滋賀の基幹産業であるモノづくり分野（溶接施工科等）の応募者が減少傾向にあったため、**ポリテク滋賀作成のペン立てを各所へ配布**する取組について、労働局・ポリテク間での調整のうえ配布数を増加し、以下のとおり活用。
 - 例えば大津所では、主に給付窓口や職業相談窓口配布することで、訓練窓口への誘導や職業相談の場面において活用。
 - 訓練窓口では、モノづくり分野訓練の説明にペン立てを活用。



興味を示した方を訓練窓口へ誘導。



大津所窓口

滋賀県（テクノカレッジ）との連携

- 本取組を参考とし、テクノカレッジでもリーフレットスタンド（スマホスタンドにもなるもの。HWでは求職者呼び出しにスマホを使用）を周知取組として作成予定。

その他の取組

- **教育訓練給付金の指定講座拡大**のため、協議会での意見を踏まえ、訓練施設等を訪問しての講座申請勧奨等を実施し、**全国一の増加率（32.1%）**となった。※全国:4.2%

各地域における取組事例【滋賀②】

【令和6年度 滋賀県地域職業訓練実施計画を踏まえた受講者確保の取組②】

- 関係団体と連携したモノづくり現場における魅力発信のための**若者向け映像作成** → 連携強化にも寄与
- 若者に訴求力のあるタレント起用・HW色を薄めた動画作成 → 職業訓練の潜在ニーズ層へのアプローチ

取組のきっかけ

- 滋賀県においても、若年者の人口減少及び少ない若年者も進学や大都市圏での就職する者が増加しており、地元企業の新卒・学卒等求人の未充足がハローワークにおいても目に見えて増加。
- さらに、近年の大学進学率の上昇により、高卒後に就職していたメインの労働者も減少。大抵の方がホワイトカラーでの就職を希望。
- 製造業については、県内の総生産のうち4割を超えるメイン産業であるが、県や業界団体の会議でもたびたび、製造業のものづくり人材に係る人手不足の声が上がっていた。

取組の目的

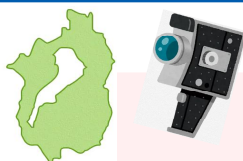
- 訓練受講者を含むものづくり人材育成は一朝一夕に改善できる話ではないため、中長期も見据えての周知広報が必要。そのためには、
 - ✓ 若いうちにモノづくり自体に少しでも関心を持ってもらう必要
 - ✓ 3K（きつい・汚い・危険）というイメージと、「働きにくい、キャリアパスが見えない」といった印象を変える必要
 - ✓ 既存の層ではない方へアプローチして新しい層への働きかけ
 - ✓ （モノづくりにこれまで関心がなかった者、滋賀県外に在住する者への働きかけ（特に京都、大阪を想定））が必要との認識に至る。

～協議会での対応～

- R6第1回地域協議会において下記のとおり説明。
【課題】地域の人材ニーズが高い分野：製造分野
【実施方針】
 - ・ 求職者に製造職の魅力を情報発信することが必要

～県・機構支部・経済団体との連携～

- **県**：滋賀県と共同運営等の施設も撮影。「滋賀県雇用対策協定」に基づき連携して実施。
- **機構**：訓練修了生の映像出演について快諾。また、本件をきっかけに、ポリテクカレッジとは、12月にHW職員向け見学会を実施するに至る。
- **経済団体**：取材先となる企業選定を依頼。実施趣旨と撮りたい画を共有し、企業推薦及び担当者との橋渡しに協力。



YouTubeイメージ画像

取組の内容『モノづくりって、ど～なん？』

- 若年者をターゲットとして、製造分野の希望者増、及び滋賀県内の職業安定行政サービス（ハローワークの求人充足・若年者の利用者増、公的職業訓練の利用促進）活用促進を目的に、
 - 製造業の魅力及びハローワークや職業訓練の支援サービスを発信できるような番組を作成し、地上波で放送（12/13）するとともに、
 - YouTube、X等のSNSを活用した周知・広報活動を実施。※動画はダイジェスト版（4分）と広告用動画（30秒）も作成。広告配信は関西圏（大阪、京都中心）の若年層に限定して実施。



～工夫した点～

- 若い人が名前で見てもよいかと思う地元出身のタレントを起用。
- 労働局やHWが前に出るとその時点で敬遠される可能性が高いので、できる限り行政色を薄めた。

令和 7 年度 全国職業訓練実施計画（案）

第 1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、ハローワーク、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第 2 労働市場の動向、課題等

1 労働市場の動向と課題

労働市場の動向をみると、足下の令和 6 年 11 月現在では求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直しているが、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こ

うした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和6年度の新規求職者は令和6年11月末現在で 2,982,603人（前年同月比98.5%） であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は 令和6年11月末現在で1,407,849人（前年同月比100.2%） であった。

これに対し、令和6年11月末現在の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

＜令和6年4月～11月＞

離職者に対する公共職業訓練	<u>70,958人（前年同期比96.2%）</u>
求職者支援訓練	<u>26,510人（前年同期比89.3%）</u>
在職者訓練	<u>59,242人（前年同期比105.1%）</u>

第3 令和7年度の公的職業訓練の実施方針

令和5年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
 - ・応募倍率は約70%であり、引き続き改善の余地がある
 - ・就職率は比較的高水準で推移している
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること

- ・特に委託訓練におけるデザイン分野については、高応募倍率が大幅に解消・改善傾向にある
- ・両分野における就職率は56～69%で比較的低調であり、引き続き改善の余地がある
- ③ 委託訓練の計画数と実績は乖離していること
 - ・令和5年度も同様の傾向にある
 - ・同分野内でも訓練コースにより就職率に差が見られる
- ④ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在があること
 - ・訓練コースや定員数は全国的に増加傾向にあるが、依然として不足している
 - ・都市圏を除くデジタル分野の訓練コース及び定員数は増加傾向である

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和7年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、引き続き、応募倍率の上昇に向け、求職者の介護分野等の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかけるとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化を行う。特に委託訓練については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組も併せて行う。

②については、IT分野、デザイン分野とも、就職率の向上に向け、求人ニーズに即した効果的な訓練内容かの検討も併せて行う。また、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。

③については、引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行うほか、就職率に加えて訓練関連職種の魅力や働きがい、就職した場合の処遇といった観点も踏まえた求職者の希望に応じた受講あっせんの強化を図る。

④については、引き続き、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数	23,000 人
目標	就職率：82.5%

(委託訓練)

対象者数	109,754 人
------	-----------

目標 就職率：75%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあつては、都道府県又は市町村が能開法第 16 条第 1 項または第 2 項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発施校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースの委託費の上乗せ措置（IT 分野のコースについて、同コース未設定地域で実施する場合の更なる上乗せを含む。）や企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハロー

ワークと連携した就職支援を実施する。

- ・ ものづくり分野については、DX 等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。
- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

（２） 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 46,006 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限 62,175 人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 58% 実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、全国の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%程度

実践コース 訓練認定規模の 70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 30%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等について、全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定する。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の 20%以内で設定する。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 10%

※ 実践コースの新規参入枠については、地域職業能力開発促進協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて、上限値を 30%とした範囲内で設定することが可能である。

- ・ 新規参入枠については、地域において必ず設定することとするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようになることが重要であるとされていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置（IT 分野のコースについて、同コース未設定地域で実施する場合の更なる上乗せを含む。）や、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等

の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。

- ・ IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

2 在職者に対する公共職業訓練等

（１）対象者数

公共職業訓練（在職者訓練）	65,000 人
生産性向上支援訓練	51,500 人

（２）職業訓練の内容等

- ・ 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。
- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、DX 等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ 生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。
- ・ 事業主等に対し、在職者訓練等の受講による従業員のスキル向上及び生産性向上等の訓練効果を広く周知し、在職者訓練等の受講促進を図る。

3 学卒者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数 5,800 人（専門課程 3,800 人、応用課程 1,900 人、普通課程 100 人）

目標 就職率：95%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なもののづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、DX 等に対応した職業訓練コースを充実する。
- ・ 学卒者のみならず、社会人の入校促進を図る。

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

（施設内訓練）

対象者数 2,930 人

目標 就職率：70%

（委託訓練）

対象者数 3,380 人

目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 障害者職業能力開発校においては、一般の職業能力開発校等では受入れが困難な職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進する。
- ・ 都道府県が一般の職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、障害者に対する職業訓練技法等の普及を推進することにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努める。
- ・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を活用するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進する。なお、令和6年度より障害者委託訓練における PDCA 評価を試行的に実施しているところ、当該評価を基に訓練を計画すること。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを実施する。
- ・ ハローワーク等との連携の下、在職する障害者の職業能力の開発及び向上を図るための在職者訓練の設定・周知等に努める。

- ・ 定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、訓練の開始時から計画的な就職支援を実施する。
- ・ 令和7年1月に立ち上げた障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会において取りまとめがなされた際には、その内容にも留意しつつ、取組を推進する。